

EU デジタル単一市場戦略における新たな動向

—— オンライン売買指令改正案の検討 ——

古 谷 貴 之

目次

- I 本稿の目的
- II 改正案の目的および内容
 - 1 目的
 - 2 内容
 - (1) 対象および適用範囲 (1条)
 - (2) 定義 (2条)
 - (3) 完全平準化指令 (3条)
 - (4) 契約適合性の判断基準および判断基準時 (4条から8条まで)
 - (5) 消費者の救済手段 (9条から13条まで)
 - ① 概説 (9条)
 - ② 個別の救済手段とその制限
 - (i) 追完請求権 (10条および11条)
 - (ii) 代金減額権 (12条)
 - (iii) 契約解除権 (13条)
 - (iv) 履行留保権 (9条4項)
 - (v) 消費者の権利の制限 (9条5項)
 - (6) 期間制限 (14条)
 - (7) 商業保証 (15条)
 - (8) 求償権 (16条)
 - (9) その他 (17条から24条まで)
- III 改正案の検討
 - 1 OSD 提案の適用範囲の拡大と CSGD の廃止
 - (1) OSD 提案公表時の欧州委員会の構想
 - (2) 改正案提出の背景
 - (3) 統一的な消費者売買ルールの必要性
 - (4) 改正案の評価
 - 2 契約不適合給付に関する規定の検討
 - (1) 救済手段のヒエラルヒー
 - (2) 法定保証期間
 - (3) 証明責任の転換の期間
 - (4) 消費者による欠陥の通知義務
- IV おわりに

I 本稿の目的

欧州委員会は2017年10月31日、消費者物品売買に関する新たな指令提案を公表した。この提案は、2015年12月9日に同委員会が公表した2つの「デジタル契約」に関する指令提案（「デジタルコンテンツ指令案」⁽²⁾および「オンライン売買指令案」⁽³⁾）のうち、「オンライン売買指令案」(The Proposal of the Online Sales Directive：以下、「OSD提案」と表記する)を改正するものである（以下、「改正案」という）。改正案の主な目的は、「通信販売」のみを対象にしたOSD提案の規律を「対面販売（face to face sales）」にも及ぼすようにその適用範囲を拡大した上で、同時に、既存の消費用動産売買指令（1999/44/EC）⁽⁴⁾（the Consumer Sales and Guarantees Directive：以下、「CSGD」と表記する）を廃止することである。欧州委員会は当初、デジタル化の進展に伴うオンライン取引の増加を背景として、国境を越えた取引を阻害する主な要因、とりわけEU加盟国間における消費者売買ルールとの相違を是正するためにOSD提案を公表し、CSGDとは別に、オンライン取引のみを対象とした消費者物品売買に関する統一的なルールを策定することを提案した。しかし、このOSD

(1) COM (2017) 637 final. 正式名称は、「物品の売買契約についての一定の側面、欧州議会及び理事会規則（EC）2006/2004号の改正、欧州議会及び理事会指令2009/22/ECの改正、並びに、欧州議会及び理事会指令1999/44/ECの廃止に関する欧州議会及び理事会指令に関する改正提案（Amended proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council on certain aspects concerning contracts for the online and other distance sales of goods, amending Regulation (EC) No 2006/2004 of the European Parliament and of the Council and Directive 2009/22/EC of the European Parliament and of the Council and repealing Directive 1999/44/EC of the European Parliament and of the Council.）。

(2) Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council on certain aspects concerning contracts for the supply of digital content, COM (2015) 634 final.

(3) Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council on certain aspects concerning contracts for the online and other distance sales of goods, COM (2015) 635 final；同指令提案について、拙稿「EU デジタル単一市場戦略における新たな展開——オンライン売買指令案の分析と評価——」現代消費者法34号（2017年）81頁。

(4) Directive 1999/44/EC of the European Parliament and of the Council of 25 May 1999 on certain aspects of the sale of consumer goods and associated guarantees.

提案に対しては、加盟各国、各国の事業者団体および消費者団体から物品の販売態様——すなわち、オンライン（通信）販売かオフライン（対面）販売か——に応じて消費者売買のルールが異なることについて懸念が示されたため、同提案公表以降の立法手続（理事会での審議）が停滞していた。欧州委員会はこのような状況を改善させるために本改正案を提出したのである。

本稿は、この新たな提案の内容を整理・紹介した上で（Ⅱ）、次の2つの観点から検討を試みる（Ⅲ）。第1に、OSD 提案の適用範囲をオフライン販売にまで拡大する改正案の方向性について検討する。第2に、改正案の契約不適合給付に関する規定について検討を行う。ここでは、欧州委員会がその妥当性を入念に検討した4つの制度——すなわち、①「救済手段のヒエラルヒー」、②「法定保証期間」、③「証明責任の転換の期間」、および、④「消費者による欠陥の通知義務」——について検討を行う。上記の検討を行なったうえで、最後に、本稿のまとめと今後の展望について述べる（Ⅳ）。

なお、本稿の末尾に本改正案の試訳を載せているので、適宜参照されたい。

Ⅱ 改正案の目的および内容

1 目的

本改正案の目的は、EU 域内の国境を越えた消費者物品売買に関する統一的なルールを策定することにある。本改正案は、OSD 提案をオフライン販売にも適用するようにその適用範囲を拡大した上で、既存の CSGD を廃止する提案を行う。したがって、本改正案が採択された場合、本改正案に基づいて成立する指令のみが EU 域内市場における消費者物品売に關する単一のルールとなる。⁽⁵⁾

(5) 通信販売（ないし営業所外取引）の際の事業者の情報提供義務ないし消費者の撤回権に

2 内容

改正案は、全部で 24ヶ条の規定を置いている。以下、OSD 提案と比較しつつ、改正案の内容を整理する。

(1) 対象および適用範囲 (1条)

改正案 1 条 1 項は、この指令（本改正案が採択された場合に成立する指令。以下同じ）が売主と消費者との間で締結される「売買契約」に関する一定の要件、とりわけ物品の契約適合性、契約不適合給付に対する消費者の救済手段およびその行使方法に関する規定を置くことを定める。同条 2 項によれば、この指令は原則としてサービス供給契約には適用されない。ただし、物品とサービスの両方の供給を目的とした契約については、物品の売買に関する部分についてのみこの指令の適用がある。同条 3 項は、消費者へのデジタルコンテンツの供給を行うためのキャリアとして「有形の媒体」が使用された場合において、デジタルコンテンツを取り込んだその「有形の媒体」にはこの指令が適用されないことを規定する。同条 4 項（新設規定）は、加盟国の裁量により、公の競売で売却される中古品の売買契約についてこの指令の適用範囲から除外することができる旨を規定する。同条 5 項は、この指令に別段の定めがない限り、この指令は原則として契約の成立、有効性または効果について国内の一般契約法に影響を及ぼさない旨を規定する。

(2) 定義 (2条)

改正案 2 条は、この指令で使用される用語の一般的な定義規定を置く。すなわち、(a) 「売買契約」、(b) 「消費者」、(c) 「売主」、(d) 「製造者」、(e) 「物品」、(f) 「商業保証」、(g) 「契約」、(h) 「修補」および (i) 「無償」について、各用語が定義されている。OSD 提案と異なり、「製造者」（改正案 2 条 d）の定義が新たに加えられた点、並びに、「通信販売契約」（OSD 提案 2 条 e）および「耐久性のある媒体」（OSD 提案 2 条 f）の用語が第 2 条から削除された点に注意を要する。「通信販売契約」の定義の削

、については、「消費者権利指令」(2011/83/EU) が規律する。

除は、本改正案の趣旨から明らかである。すなわち、改正案は「通信販売」のみならず、「対面販売」にも適用されるため、この指令のなかに「通信販売」の定義規定を置くのは相当でない。「耐久性のある媒体」の定義規定は、OSD 提案 2 条 f から削除された上で、「商業保証」について規定する改正案 15 条の第 3 項に移された。

(3) 完全平準化指令 (3 条)

改正案 3 条は、この指令が「完全平準化指令」であることを明記する。すなわち、加盟国は、この指令の規定と異なる規定（異なる消費者保護水準を確保するためのより厳格な又はより厳格でない規定を含む）を維持し又は導入することができない。

(4) 契約適合性の判断基準および判断基準時 (4 条から 8 条まで)

改正案 4 条以下は、物品の契約適合性に関する基準を定める。その内容は OSD 提案と同じである。すなわち、売主は、契約で定められた内容に適合する物品を引き渡す義務を負う (4 条)。物品は、契約で定められた量、品質および種類を備えていなければならない。この引渡義務の内容には、売主が消費者にサンプルまたはモデルとして示した品質または種類に適合した物品を引き渡すことも含まれる (同条 1 項 a)。また、売主は、消費者が契約締結時に売主に知らせ、それに対して売主が承諾した特別な目的に適合した物品を引き渡す義務を負う (同条項 b)。売主が契約締結前の説明で示した数量および適性を有することも契約適合性の判断にあたり考慮される (同条項 c)。さらに、改正案 5 条から 7 条までの規定において、物品の契約適合性に関する客観的な基準が示されている。すなわち、引き渡された物品が同種の物品の通常の用途に適合しない場合 (5 条)、売主が物品の不適切な取付けをした場合 (6 条)、または、物品に第三者の権利 (知的財産に関する権利を含む) が付いている場合 (7 条) には、契約不適合給付と判断される。

改正案 8 条は、契約適合性の判断基準時に関する規定を置く。この内容も OSD 提案と同じである。同条によると、契約適合性は「危険移転時」を基準に判断される。具体的には、消費者が物品の物理的占有を取得した

時または消費者が選択する運送人に物品が交付された時が契約適合性の判断基準時となり、売主はこの時点で存在する物品の不適合に対して責任を負う（同条1項）。物品が取付けを要する場合には、その取付けが完了した時に消費者が物品の物理的占有を取得したものとみなされる（同条2項）。危険移転時から2年以内に明らかになる物品の契約不適合は、原則として危険移転時にすでに存在していたことが推定される（同条3項。証明責任の転換）。

(5) 消費者の救済手段（9条から13条まで）

① 概説（9条）

消費者の救済手段に関する改正案の内容も OSD 提案と同様である。

改正案9条によれば、消費者は、引き渡された物品に契約不適合があるときは、売主に対し、修補または取替えにより無償で物品を契約適合的な状態にするよう求める権利を有する（同条1項——追完請求権）。修補または取替えは、物品の性質および消費者が物品を購入した目的を考慮に入れて、合理的期間内にかつ消費者に重大な不利益を課すことなく行われなければならない（同条2項）。消費者は、修補または取替えが不可能な場合、違法な場合、売主が合理的な期間内に修補または取替えを行わなかった場合、修補または取替えが消費者に重大な不利益を生じさせる場合、もしくは売主が合理的期間内に契約に適合した物品を提供しないことを明らかにしまたはそれが明らかなる場合には、第二次的救済手段として、代金減額権または契約解除権を行使することができる（同条3項）。そのほか、消費者は、売主が契約に適合した物品を提供するまで、未払代金の支払を留保する権利（履行留保権）を有する（同条4項）。消費者は、契約不適合に寄与した限りにおいて、上述の救済手段を行使することができない（同条5項）。改正案では、消費者の権利行使に際して消費者から事業者への契約不適合の通知の要否を加盟各国の法規定に委ねる CSGD5 条2項は採用されていない。それゆえ、加盟国は、この指令の国内法化に際して、売主への通知を消費者の権利行使要件とする規定を設けることはできない（考慮事由25）。

② 個別の救済手段とその制限

(i) 追完請求権 (10 条および 11 条)

追完請求権 (修補または取替え) は、売主の不適合給付に対する消費者の第一次的な救済手段である。売主は、取替えの方法で追完するときは、原則として自己の費用で取り替えた物品を取り戻すものとされている (10 条 1 項)。契約不適合が明らかになる前に消費者が物品の性質およびその目的に適した方法で当該物品を他の物へ取り付けていた場合、売主は、当該不適合物品を取り外したうえで、さらに契約に適合した代替物を取り付ける義務を負う (またはそれに要する費用を負担する義務を負う) (同条 2 項)。消費者は、取り替えられた物品の使用利益に対する価額賠償義務を負わない (同条 3 項)。

消費者は、原則として修補と取替えとの間で選択権を有する (11 条)。ただし、例外的に、消費者の選択した方法が不可能な場合、違法な場合または他の選択肢と比べて売主に過大な費用を生じさせる場合は、この限りでない (同条ただし書)。

(ii) 代金減額権 (12 条)

消費者は、代金減額権を行使することができる (12 条)。代金減額権は消費者の第二次的な救済手段であり、追完が行使されないことを要件とする (9 条 3 項)。代金減額の方法は、いわゆる「相対的評価方法」による。すなわち、消費者が受領した物品の価値と物品が契約適合的であったならば有していたであろう価値に比例して代金を減額するものとされている。

(iii) 契約解除権 (13 条)

消費者は、契約解除権を行使することができる (13 条)。契約解除権は、代金減額権と同様、消費者の第二次的救済手段である (9 条 3 項)。消費者は売主に対する通知によって解除権を行使する (13 条 1 項)。消費者は、引き渡された物品の一部にのみ契約不適合が認められるときは、当該物品に関してのみ契約を解除することができる (同条 2 項)。さらに同条 3 項は、解除の効果としての原状回復を規定する。消費者が契約を解除した場

合、売主は消費者に対し遅滞なく（遅くとも解除の通知を受け取った時から14日以内に）みずからの費用で既払いの代金を返還する義務を負う（同条3項a）。また、消費者は売主の費用で遅滞なく（遅くとも解除の通知を發した時から14日以内に）契約不適合の物品を売主に対して返還する義務を負う（同条項b）。消費者は、物品の毀損または滅失により返還が不可能な場合には、毀損または滅失した物品の価値を金銭で支払うものとされる。ただし、毀損または滅失が物品の契約不適合により生じたときは、この限りでない（同条項c）。物品の価値の減少に対する消費者の支払義務は、通常の使用による価値の下落分を超える場合に限定される。消費者はいかなる場合も当該物品につき合意した代金以上の支払を義務付けられることはない（同条項d）。なお、消費者は、不適合の程度が軽微な場合でも契約を解除することができる（考慮事由29）。

(iv) 履行留保権（9条4項）

消費者は、売主が物品の契約適合的な状態を回復するまで、未払代金の支払を留保する権利を有する（9条4項）。

(v) 消費者の権利の制限（9条5項）

消費者は、契約不適合に寄与した限りにおいて、救済の権利を行使することができない（9条5項）。

(6) 期間制限（14条）

消費者の救済手段は、契約適合性の判断基準時から2年の期間制限に服する（14条）。この規定もOSD提案と同様である。

(7) 商業保証（15条）

改正案15条は、売主の商業保証に関する規定を置く。契約締結前の情報提供や広告、保証書などにより売主の商業保証が認められ、保証者を拘束するものとされている（同条1項）。また、保証書は、「耐久性のある媒体」で利用できるものとし、簡明で分かりやすい言葉で起案されなければならない（同条2項）。改正案は、15条3項において、新たに「耐久性のある媒体」に関する定義規定を置く（OSD提案2条fからの移設）。この規定によれば、「耐久性のある媒体」とは、当事者が個人的に取り扱われ

る情報に合理的な期間アクセスできるようにその情報を保存することができる、かつ、当該保存された情報を変更なく再現することができる媒体をいう。改正案 15 条 4 項は、同条 2 項に反する内容は、保証者に対する商業保証の拘束的性質に影響を及ぼさない旨を規定する。改正案 15 条 5 項は、加盟各国は本条で規律されていない商業保証に関する準則を定めることができるとする（OSD 提案 15 条 3 項と同様。ただし、文言が一部修正されている）。

(8) 求償権（16 条）

求償権についても、OSD 提案からの変更はない。すなわち、売主が取引連鎖にある前主の作為または不作為から生じた契約不適合が原因で消費者に対する責任を負うときは、売主は、その取引連鎖の中で責任を負う者に対して救済を求めることができる。求償権の具体的要件は国内法で定めるものとされている（16 条）。

(9) その他（17 条から 24 条まで）

改正案 17 条〔実効性確保〕は、加盟国に対し、指令を遵守するために適切かつ実効的な措置を確保することを求める（OSD 提案と同様）。改正案 18 条〔強行法規〕は、指令を国内法化する国内措置の適用を消費者の不利に排除し、制限しまたはその効果を変更する契約上の合意は消費者を拘束しないと明示することで、指令の強行法規性を確認する（OSD 提案と同様）。改正案 19 条〔規則 2006/2004/EC 及び指令 2009/22/EC の改正〕は、他の EU 立法の改正について規定する。ここでは、一部、OSD 提案との相違がみられる。すなわち、OSD 提案 19 条〔指令 1999/44/EC、規則 2006/2004/EC 及び指令 2009/22/EC の改正〕の下では、指令の併存状態を回避するために、指令 1999/44/EC（CSGD）の適用範囲から通信販売契約を除外する旨の改正が行われる予定であったが（OSD 提案 19 条 1 項）、改正案は、CSGD 全体を廃止する提案を行っていることから、上記 OSD 提案 19 条 1 項が不要となるため、この規定を全部削除する提案を行なっている。その上で、改正案 19 条 1 項は、指令の執行に関して国境を越えた協力を促進するための規則 2006/2004/EC の附則第 11 を改正

する旨を、さらに同条2項は、消費者の集団的利益の保護を確保するための指令2009/22/ECの附則I第7を改正する旨を定める（いずれも附則第11および附則I第7で参照するCSGDの名称を本改正案の名称に変更する）。改正案20条〔経過措置〕は、OSD提案には置かれていない新たな規定を導入するものである。すなわち、改正案に基づいて採択される指令は〔発効後2年を経過する〕前に締結された契約には適用されないこと（同条1項）、および、加盟各国は指令への適合を要する法律、規則及び行政規定が〔発効後2年の日〕からその日以降に締結されるすべての契約に適用されることを確保すること（同条2項）を規定する。改正案21条〔欧州議会及び理事会の指令1999/44/ECの廃止〕は、既存のCSGDが改正案に基づき採択される指令の発効後2年を経過した時に廃止されることを定める。改正案22条〔国内法化〕は加盟国による国内法化の期限（公布後2年）について、改正案23条〔施行〕は指令の施行日（官報での公表後20日を経過した時）について、改正案24条〔名宛人〕は指令の名宛人を加盟各国とすることについて、それぞれ規定する（改正案22条から24条までの規定は、OSD提案20条〔国内法化〕、同21条〔施行〕、同22条〔名宛人〕と基本的⁽⁶⁾に同様である。）。

Ⅲ 改正案の検討

上記の整理をもとに、以下では、改正案における個別の規定について検討を試みる。本稿は、大きく分けて、次の2つの観点から検討を行う。第1に、OSD提案の適用範囲を拡大し、CSGDの廃止を提案する改正案の規定（21条）について検討する（1）。第2に、契約不適合給付に関する規定の検討を行う。ここでは特に、①「救済手段のヒエラルヒー」、②「法定保証期間」、③「証明責任の転換の期間」、および、④「消費者による欠

(6) なお、改正案23条〔施行〕において、「第19条〔規則2006/2004/EC及び指令2009/22/ECの改正〕は、〔この指令の発効後2年を経過した時〕から適用する。」旨のただし書きが追加された。

陥の通知義務」について順に検討する (2)。

1 OSD 提案の適用範囲の拡大と CSGD の廃止

(1) OSD 提案公表時の欧州委員会の構想

EU における電子商取引市場が急速な勢いで成長していることを背景として、欧州委員会は、2015 年 12 月 19 日に OSD 提案を公表した。この指令提案は、国境を越えたオンライン消費者物品売買を促進することを目的として提案されたものであった。このように当初の OSD 提案はその適用範囲を「オンライン取引」に限定したが、欧州委員会は、オンライン販売とオフライン販売とを同時に行うオムニチャネル・マーケティングの重要性が近年ますます高まっていることから、将来的には両方の領域でルールを整理する段階が必要になるとの見方を示していた。⁽⁷⁾

(2) 改正案提出の背景

その後、欧州委員会は、CSGD を含む既存の EC/EU 指令の影響評価（「EU 消費者法およびマーケティング法の適合性確認」⁽⁸⁾（以下、「フィットネス・チェック (Fitness Check)」という）を行う中であらゆる領域の消費者物品売買について統一的ルールを設けることの必要性を改めて確認し、併せて関係諸機関の支援 —— OSD 提案の適用範囲拡大に対する肯定的評価 —— を受けながら本改正案を提出した。⁽⁹⁾

(3) 一貫した消費者売買ルールの必要性

欧州委員会は、本改正案およびその付属文書（以下、「委員会スタッフ・ワーキング資料」⁽¹⁰⁾という）の中で、国境を越えた物品売買を妨げる主

(7) See, COM (2015) 633 final, p. 8.

(8) SWD (2017) 209 final. — Commission Staff Working Document, Report of the Fitness Check of consumer and marketing law.

(9) See, COM (2017) 637 final, pp. 1-2.; SWD (2017) 354 final, p. 4.; 関連資料として、European Parliament/Committee on Internal Market and Consumer Protection, Newsletter, Issue 83, July 2017, p. 3.; European Parliamentary Research Service, Online other distance sales of goods – Impact assessment of substantial amendments (2017).

(10) SWD (2017) 354 final. — Commission Staff Working Document, Impacts of fully harmonised rules on contracts for the sales of goods.

な要因として「加盟国間における消費者契約法の相違」を挙げている。すなわち、既存のCSGDが下限平準化アプローチを採用し、加盟各国に対してより高水準の消費者保護ルールの導入を認めているため（CSGD8条）、加盟各国の契約法に重大な相違が生じており、これが域内市場における取引障壁になっていることを確認する。⁽¹¹⁾ 欧州委員会によれば、この国内法の相違から生じる問題は通信販売（オンライン）と対面販売（オフライン）のいずれにとっても重大であり、両方の領域で法制度の一貫性をもたせる必要性がある。⁽¹²⁾

(4) 改正案の評価

OSD 提案の適用範囲をオフライン取引にまで拡大し、かつ既存のCSGDを廃止することにより、EU域内市場において完全に平準化された単一の消費者売買ルールが形成される。事業者は、この新たなルールの下で、契約法関連の追加的費用を削減しつつ、新たに市場を拡大することができる。消費者もまた、EU内のすべての消費者売買について——すなわち、オンラインかオフラインか、また、国内取引か国境を越えた取引かを問わず——単一のわかりやすい、かつ高水準の消費者保護規定を導入する消費者売買法から恩恵を受ける。このことから、改正案は、欧州議会や加盟各国、利害関係人（事業者および消費者、並びに、事業者団体および消費者団体）から多くの支持を得ている。筆者もまた同様の考えであり、OSD提案について検討した拙稿では、将来的にはOSD提案の適用範囲をオフライン取引に広げることが望ましいと⁽¹³⁾考えていた。本稿においても、本改正案の方向性を適切なものと考えたい。

もっとも、改正案がこうした望ましい方向に進むためには、改正案の内容も利害関係人にとって一定の合理性を有するものでなければならない。

(11) See, COM (2017) 637 final, pp. 1-2.; SWD (2017) 354 final, pp. 5-6.; SWD (2017) 209 final, p. 78.

(12) See, COM (2017) 637 final, pp. 1-2.; SWD (2017) 354 final, pp. 5-6.; SWD (2017) 209 final, p. 78.

(13) 拙稿・前掲注 (3) 87-88頁。

そこで、次に、改正案における契約不適合給付に関する中心的な規定について検討を試みる。なお、以下での検討につき、本稿末尾に掲載した付表も併せて参照されたい。

2 契約不適合給付に関する規定の検討

欧州委員会は、「委員会スタッフ・ワーキング資料」の中で、利害関係人に特に大きな影響を及ぼすと考えられる4つの制度、すなわち、①「救済手段のヒエラルヒー」、②「法定保証期間」、③「証明責任の転換の期間」、および、④「消費者による欠陥の通知義務」について、その妥当性を詳細に検討している。これらの規定はいずれも CSGD に置かれているが、上述の通り、下限平準化アプローチを採る CSGD の下では加盟各国にさらに高水準の消費者保護規定を導入する裁量が認められているため、加盟国間での重大な法の相違が生じていた。欧州委員会は、本改正案において完全平準化アプローチを採用することで（改正案3条）、この法の断片化を取り除く努力をしている。

(1) 救済手段のヒエラルヒー

CSGD は、消費者の救済手段に関する階層的構造——「救済手段のヒエラルヒー」——を採用している。すなわち、事業者による契約不適合給付に対して、消費者はまず、追完請求権を行使する必要がある、それが功を奏しない場合にはじめて代金減額権または契約解除権を行使することができる（CSGD3条）。加盟国の大多数がこのアプローチにしたがって CSGD の内容を国内法化している。しかし救済手段の自由選択を認めている加盟国や救済手段のヒエラルヒーの導入とともに消費者の拒絶権を認めている加盟国もある。

改正案も「救済手段のヒエラルヒー」の導入を維持しており、その結果、改正案が採択される場合、21の加盟国は現在の消費者保護水準を維持することになる。しかし、救済手段の自由選択を認めている5つの加盟国（クロアチア、ギリシャ、リトアニア、ポルトガルおよびスロベニア）および救済手段のヒエラルヒーとともに消費者の拒絶権を認めている2つの

加盟国（アイルランドおよびイギリス）は自国の消費者保護水準を下げなければならない。⁽¹⁴⁾

OSD 提案で導入された「救済手段のヒエラルヒー」は事業者団体からは支持されたが、大多数の消費者団体はこれに反対し、救済手段の自由な選択を支持した。⁽¹⁵⁾ このことを見ると、救済手段のヒエラルヒーの導入は、消費者保護に逆行するかのように見える。しかし、実際には必ずしもそうではない。その理由について、次の2点を指摘することができる。

第1に、欧州委員会によれば、欠陥商品を手にした消費者の多くは、実際には、即時に代金減額権や契約解除権を行使するわけではなく、追完（修補または取替え）では問題が解決されない場合にはじめてそれらの権利を行使するという。しかもこの結果は、興味深いことに、救済手段の自由選択を認める加盟国においても同様に確認される。クロアチア、リトアニアおよびギリシャにおいては、救済手段の自由選択が法律で認められているにもかかわらず、多くの消費者は即時の代金減額や契約解除を求めようとはしないという⁽¹⁶⁾（なお、ポルトガルは例外）。欧州委員会は、このような調査結果に基づいて、「救済手段のヒエラルヒー」の導入は消費者の予想や実際の行動に合致するものと考えた。⁽¹⁷⁾

第2に、「救済手段のヒエラルヒー」の導入は、確かに救済手段に関する消費者の自由な選択を奪うという意味では消費者にとって不利であるが、消費者は、これと引き換えに、より消費者保護的なルールを導入から利益を得る。すなわち、改正案は、「救済手段のヒエラルヒー」を導入することで売主の利益に配慮しつつも、同時に、売主が追完（修補または取替え）を適切に行わない場合には、たとえ物品の不適合の程度が「軽微」であっても契約を解除する権利を消費者に与えている（考慮事由29）。「救済手段の自由選択」と「軽微な不適合を理由とする消費者の契約解除権」

(14) See, SWD (2017) 354 final. pp. 21-22.

(15) See, SWD (2017) 354 final. p. 21.

(16) See, SWD (2017) 354 final. p. 22.

(17) See, SWD (2017) 354 final. p. 22.

の2つを同時に認めることが相当でないとすれば（すなわち、これを同時に認めると、軽微な不適合の場合でも消費者は自由に契約を解除することができるようになり、消費者の機会主義的行動を助長するおそれがある。）、より消費者にとって不利益の少ない「救済手段のヒエラルヒー」の導入を認めつつ、より消費者保護的な「軽微な不適合を理由とする消費者の契約解除権」⁽¹⁸⁾を導入することは、消費者保護政策の観点からも望ましい⁽¹⁹⁾。

(2) 法定保証期間

CSGD は、消費者の救済手段について、2年の法定保証期間を定めている（CSGD5条1項）。多くの加盟国は現在、この規定に従った国内法化を行なっている。しかし他方で、5つの加盟国（フィンランド、アイルランド、スウェーデン、オランダおよびイギリス）はCSGDが定めるよりも長い法定保証期間を導入している（順に、「一定の期間制限なし」、「6年」、「3年」、「一定の期間制限なし」、「6年（スコットランドでは5年）」とされている）。そのため、改正案の完全平準化アプローチの下で2年の法定保証期間を採用すると、23の加盟国は現在の消費者保護水準を維持するが、残りの5つの加盟国は現在の水準を下げなければならない⁽²⁰⁾。

「委員会スタッフ・ワーキング資料」によると、2年の法定保証期間は大多数の事業者団体により支持されている。一方で、消費者団体は、特に耐久財に関して、より長期の法定保証期間（最長で6年）を認めることが望ましい⁽²¹⁾としている。「EUにおける消費者の法定保証及び商業保証の運用に関する消費者市場研究」⁽²²⁾が示すデータによると、この研究調査に回答した消費者のうち34%から43%の消費者は、テレビ等の家電製品、大型家電製品および生織物について2年の法定保証期間を合理的な期間と考え

(18) 実際、適切にかつ相当な期間内に契約不適合が除去されるのであれば、消費者にとって負担や不利益が生じることはほとんどないといえよう。

(19) この点については、拙稿・前掲注(3) 86-87頁を参照されたい。

(20) See, SWD(2017)354 final. p. 22.

(21) See, SWD(2017) 354 final. p. 22.

(22) Consumer market study on the functioning of Legal and Commercial Guarantees for consumers in the EU (2015).

ているようである。⁽²³⁾また、欧州委員会は、より長期の法定保証期間の適用を認める加盟国において、当該期間に関する消費者の知識が乏しいことを示す調査研究（「CSGD に関する調査研究」⁽²⁴⁾）を紹介している。⁽²⁵⁾さらに、この調査研究によれば、欠陥商品の引渡しを受けた消費者が当該欠陥を1ヶ月以内に発見した割合は45%、1ヶ月から6ヶ月の間に発見した割合は26%、6ヶ月から1年の間に発見した割合は16%、1年から2年の間に発見した割合は9%であった。これに対し、消費者が物品の購入後2年以上の期間を経過してから欠陥を発見した割合はわずか4%⁽²⁶⁾であった。この結果から、契約不適合給付が行われた大多数の事例において（96%の割合で）、消費者は2年以内に製品の欠陥を発見していることが分かる。欧州委員会は、このような調査結果を踏まえて、最終的に法定保証期間を2年とする提案を行った。

欧州委員会のこの提案について、次のように評価したい。すなわち、完全平準化アプローチを採用する改正案の下で2年の法定保証期間を導入する場合、5つの加盟国は自国の消費者保護水準を引き下げなければならない。このことは当該国に居住する消費者にとって重大な法的地位の低下を意味するとも考えられる。しかし、上記の消費者行動に関する詳細な調査結果を踏まえた上で、欧州委員会が最終的に既存のCSGDの水準を維持したことは必ずしも不合理なものとはいえない。さらに、次に述べるように、2年の法定保証期間を定めることで「証明責任の転換」との間で期間

(23) Ibid., p. 45. テレビ等の家電製品（Braun goods）、大型家電製品（White goods）、生織物等（Grey goods）について、それぞれ調査回答者の40%、34%、43%が「2年」の法定保証期間を妥当としている。なお、自動車については、回答者の半数以上（52%）が「5年以上」の法定保証期間を妥当なものとみている。

(24) 正式名称は、「消費用動産売買指令1999/44/ECの下限平準化、並びに、異なる販売チャネルに対する将来のEUルールの完全平準化及び調整に関する費用便益分析（Study on the costs and benefits of the minimum harmonisation under the Consumer Sales and Guarantees Directive 1999/44/EC and of potential full harmonisation and alignment of EU rules for different sales channels, March 2017）。

(25) Ibid., p. 84.

(26) Ibid., p. 49.

の長さが一致する。これにより契約当事者間の権利義務関係が分かりやすくなるという利点もある。⁽²⁷⁾

(3) 証明責任の転換の期間

CSGD 5 条 3 項は、「証明責任の転換の期間」に関して、引渡しから 6 ヶ月以内に現れた物品の不適合について消費者の有利に証明責任の転換を図る規定を置いている。25 の加盟国はこの規定に従った国内法化を行っているが、1 加盟国（ポーランド）は期間の長さを 1 年とし、2 つの加盟国（フランスおよびポルトガル）はこれを 2 年としている。そのため、改正案 8 条 3 項が 2 年の証明責任の転換期間を導入した場合、26 の加盟国で消費者保護水準が向上し、残りの 2 つの加盟国は現在の消費者保護水準を維持する。⁽²⁸⁾

「委員会スタッフ・ワーキング資料」によると、事業者団体は既存の CSGD のルールに対応する 6 ヶ月の期間を維持することに賛成であったが、消費者団体は期間伸長案を支持した。⁽²⁹⁾ 6 ヶ月から 2 年へと証明責任の転換期間を伸長することは事業者に大きな不利益を与えるとも思われるが、欧州委員会はそのようには考えていない。欧州委員会は既存のルールを変更する根拠として、以下の調査結果を挙げている。すなわち、「EU における消費者の法定保証及び商業保証の運用に関する消費者市場研究」の示すデータによると、2 年の法定保証期間内に消費者に対し欠陥の証明を要求しているのは実際には少数の企業のみである。⁽³⁰⁾ また、「CSGD に関する調査研究」でも、小売業者の約半数は消費者に対し引渡し時における欠陥の存在の証明を求めていることが示されている。この調査研究によれば、EU 加盟国の小売業者（調査対象 375 企業）のうち消費者に対して欠陥の存在の証明を求める企業は全体の 31% であり、6 ヶ月を経過した場合に限

(27) この点については、拙稿・前掲注 (3) 86 頁を参照されたい。

(28) See, SWD (2017) 354 final. p. 24.

(29) See, SWD (2017) 354 final. p. 24.

(30) See, Consumer market study on the functioning of Legal and Commercial Guarantees for consumers in the EU (2015), p. 61, Figure 32.

りその証明を求める企業も全体の8%存在するが、46%の企業は通常は消費者に対しそのような証明を求めないという⁽³¹⁾。さらに、欧州委員会は、事業者にかかる費用について調べた企業調査の結果から、6ヶ月から2年に証明責任の転換期間を伸長しても多くの企業にとって過大な費用負担は生じないと考えている⁽³²⁾。

欧州委員会は、上記の研究・調査結果から、証明責任の転換期間を2年に伸長することが消費者団体から支持されていること、また、企業からも強い反対にあっていないことを考慮し、証明責任の転換期間を現行の6ヶ月から2年へと引き上げる提案を行った⁽³³⁾。欧州委員会の結論に強い異論はないものの、現在のルールからの変更に伴い事業者に一定の費用負担が生じることには留意する必要がある⁽³⁴⁾。

なお、この2年の証明責任の転換期間は、前述の通り、法定保証期間の長さとも一致する。これにより、今後は、法定保証が認められる全期間において消費者の証明責任の転換が認められることになり、契約当事者は自己の権利義務関係をより良く理解することができると思われる。

(4) 消費者による欠陥の通知義務

最後に、「消費者による欠陥の通知義務」の要否について検討する。改正案は、OSD提案と同様に、欠陥品の引渡しを受けた消費者の通知義務を否定している（考慮事由25）。CSGDは、消費者の通知義務の導入を加

(31) Study on the costs and benefits of the minimum harmonisation under the Consumer Sales and Guarantees Directive 1999/44/EC and of potential full harmonisation and alignment of EU rules for different sales channels, March 2017, p. 84. pp. 93-94.

(32) See, SWD (2017) 354 final. pp. 24-25.

(33) See, SWD (2017) 354 final. p. 25.

(34) 欧州委員会は調査対象企業375のうち60%が証明責任の転換期間の伸長に伴う大きな費用負担はかからない（全くかからない26%、わずかな費用がかかる15%、中程度の費用がかかる19%）と回答していることから本文で述べたような「企業の多くにとって過大な費用負担は生じない」との評価をしているのであるが、32%の企業は「大きな費用負担がかかる」と回答している点に留意する必要がある（Study on the costs and benefits of the minimum harmonisation under the Consumer Sales and Guarantees Directive 1999/44/EC and of potential full harmonisation and alignment of EU rules for different sales channels, March 2017, p. 103.）。

盟国の裁量に委ねているため（CSGD5 条 2 項）、現在、この義務の採否に関して加盟国間のルールに大きなばらつきが見られる。すなわち、21 の加盟国は消費者の通知義務を導入しているが、7 つの加盟国（オーストリア、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイルランド、ポーランドおよびイギリス）はこれを導入していない。完全平準化アプローチをとる改正案の下では、加盟各国が消費者の通知義務を独自に導入できる余地はない。そこで、指令が発効した場合、21 の加盟国で現在よりも消費者保護水準が高まることになる。これに対し、7 つの加盟国は現在の水準を維持する。⁽³⁵⁾

「委員会スタッフ・ワーキング資料」によると、消費者団体は、欠陥の通知義務は消費者にとって過度な負担になるとしている。他方、ほとんどの事業者団体は、消費者から通知がされないと事業者が適切に欠陥製品を修理したり取り替えたりすることができなくなるとしている。⁽³⁶⁾「EU における消費者の法定保証及び商業保証の運用に関する消費者市場研究」によれば、多くの消費者は欠陥を発見した後すぐにあるいは 1 週間以内に行動を起こすとされており、この点を見る限りでは、消費者に通知義務を課す必要性は必ずしも大きくないと考えられる。⁽³⁷⁾

欧州委員会は、大多数の消費者が実際には問題が発生してから少なくとも 1 週間以内には行動を起こしていること、および、消費者の通知義務を否定したとしても企業の側にただちに重大な懸念を生じさせたり、過大な費用負担を強いるものではないことを理由として、「消費者による欠陥の通知義務」を否定する提案を行った。⁽³⁸⁾

欧州委員会のこの決定をどう評価するべきか。さまざまな調査結果を踏

(35) See, SWD (2017) 354 final. p. 25.

(36) See, SWD (2017) 354 final. p. 25.

(37) Consumer market study on the functioning of Legal and Commercial Guarantees for consumers in the EU (2015), p. 171. 製品の種類によって状況は異なるが、例えば、欠陥のある「テレビ」について見ると、回答数全体（15,314）のうち 58% が「問題の発生後すぐに」、25% が「1 週間以内に」行動を起こすと回答している。これに対して、「1 週間以上」と回答したのは、16% にすぎない。最も消費者の行動が遅い「カメラ」についても、回答者の 70% が「1 週間以内に」行動を起こすと回答している。

(38) See, SWD (2017) 354 final. p. 25.

また、消費者の通知義務を否定した欧州委員会の判断プロセスは説得的であるものの、この改正案の内容が多くの加盟国（21カ国）の事業者（EUにおける小売業者の約半数/約180万の企業⁽³⁹⁾）に影響を与え得ることを考えると、欧州委員会の提案をただちに肯定的に評価することはできない⁽⁴⁰⁾。また、このルールが消費者保護的であることに異論はないものの、他方でこのルールが消費者に問題を先送りするインセンティブを与えてしまい、その結果、事業者側の費用が増加し、最終的に消費者自身にとって不利な製品価格の上昇を招くおそれもある。ただ、以上のような懸念は残るものの、完全平準化アプローチを採る改正案の下で消費者の通知義務を明確に否定するルールが採用されることの意義は決して小さくない。これによって加盟国間において現在生じている大きな法の相違が確実に除去されるからである。

IV おわりに

本改正案は、オンライン販売のみを規律する OSD 提案の適用範囲をオフライン販売にも及ぼすことにより、販売チャネルを問わない統一的な EU 消費者売買法を提案する。オムニチャネル戦略の重要性が近年ますます高まっていることを考えると、改正案の方向性は妥当である。EU 域内市場における単一の消費者売買ルールが制定されることで法的明確性が高まり、国境を越えた物品の売買が促進されるだろう。

改正案の中心的な規定である契約不適合給付に関して、改正案は OSD 提案と同様の規定を置く。全体的にみて消費者の利益と売主の利益とのバランスを適切に保つ準則を定めていると評価することができる⁽⁴¹⁾。ただし、

(39) See, Study on the costs and benefits of the minimum harmonisation under the Consumer Sales and Guarantees Directive 1999/44/EC and of potential full harmonisation and alignment of EU rules for different sales channels, March 2017, p. 58.

(40) Ibid. 例えば、契約条項や契約条件の調整、従業員のトレーニング、苦情処理手続といった事業運営上の調整等を行うためにさまざまな費用が発生する。

(41) OSD 提案の評価について、拙稿・前掲注 (3) 87 頁も参照。

改正案は利害関係人のすべてに良い影響を与えるわけではない。すなわち、CSGD と改正案との間で内容が相違する部分（「6ヶ月」から「2年」へと引き上げられる「証明責任の転換の期間」および改正案の下で明確に否定される「消費者による欠陥の通知義務」）については、事業者側の費用負担が生じうる。とりわけ、「消費者による欠陥の通知義務」の否定は、多くの事業者（約180万の企業）に追加的な費用負担をもたらすだろう。

以上のように、CSGD からのルールの変更に伴い、利害関係人にとって少なくない影響が生じる。もっとも、EU 域内における消費者売買の全領域において完全平準化ルールを採用する本改正案により、市場の透明性は従来以上に高まるだろう。今後は改正案をたたき台として審議が進められる。立法化へ向けた今後の議論の推移を見守りたい。

【付記】 本研究は、平成29年度科学研究費補助金・若手研究（B）研究課題番号（17K13656）による成果の一部である。

[試訳]

物品の売買契約についての一定の側面、欧州議会及び理事会規則（EC）2006/2004号の改正、欧州議会及び理事会指令2009/22/ECの改正、並びに、欧州議会及び理事会指令1999/44/ECの廃止に関する欧州議会及び理事会指令に関する改正提案（Brussels, 31.10.2017. COM (2017) 637 final.）

第1条

対象及び適用範囲

1. この指令は、売主と消費者との間で締結される売買契約に関する一定の要件、特に物品の適合性、不適合の際の救済手段及び当該救済手段の行使方法について規定する。
2. この指令は、サービス供給契約には適用されない。ただし、物品の売買とサービス供給の両方を供給する売買契約の場合、売買契約に関する部

分についてこの指令が適用される。

3. この指令は、消費者に対するデジタルコンテンツの供給のためのキャリアとして有形の媒体が使用された場合において、デジタルコンテンツを取り入れたその有形の媒体には適用されない。
4. 加盟国は、消費者が個人で売買に参加する機会をもつ公の競売で販売される中古品の売買契約をこの指令の適用範囲から除外することができる。
5. この指令は、別段の定めがない限り、契約の成立、有効性又は効果（契約解除の効果を含む）について規定する国内の一般契約法に影響を及ぼさない。

第 2 条 定義

この指令においては、以下の定義が適用される。

- (a) 「売買契約」とは、売主が消費者に対し物品（製造又は生産される物品を含む）の所有権を移転し又は移転することを約し、消費者がこれに対する代金を支払い又は支払うことを約する契約をいう。
- (b) 「消費者」とは、この指令の適用がある契約において、自己の営業上、業務上、手工業上又は職業上の行為に関する目的で行動しない自然人をいう。
- (c) 「売主」とは、この指令の適用のある契約に関して自己の営業、業務、手工業又は職業に関連する目的で行動する（本人の名前で又は本人に代わって行動するその他の者による場合を含む）自然人又は法人（民営か公営かは問わない）をいう。
- (d) 「製造者」とは、物品の製造者、連合への物品の輸入者、又は製造者の名称、商標その他特徴的な標識を物品に付することによって製造者らしい外観を有する者をいう。
- (e) 「物品」とは、有体動産をいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - (a) 強制執行その他の裁判上の手続きにより売却される物

(b) 水、ガス及び電気。ただし、それが分量を限定し又は一定の数量で売買に供されるときは、この限りでない。

(f) 「商業保証」とは、売主又は製造者（保証者）が、適合性の保証に関連する自己の法的義務に加えて、保証書又は契約締結時又は締結前に入手可能な広告において定めた特別な条件又は適合性に関連しないその他の条件に合致しない場合に、代金を返還し、又は代替品を提供し、修補又はサービスをすることを消費者に対して約することをいう。

(g) 「契約」とは、債務その他の法的効果を発生させることを目的とする合意をいう。

(h) 「修補」とは、不適合がある場合に、物品を契約適合的な状態にすることをいう。

(i) 「無償」とは、物品を適合的な状態にするために必要な費用、特に送付費、労務費及び材料費を負担する必要がないことをいう。

第3条

平準化の水準

加盟各国は、この指令の規定と異なる規定（異なる消費者保護水準を確保するためのより厳格な又はより厳格でない規定を含む）を維持し又は導入してはならない。

第4条

契約適合性

1. 売主は、契約への適合のために、物品が次に掲げる内容を有していることを確保するものとする。

(a) 契約で求められる量、品質及び種類を備えていること。売主が消費者にサンプル又はモデルを示した場合には、物品がこのサンプル又はモデルの品質を有し、種類に対応することを含む。

(b) 消費者が求め、消費者が契約締結時点で売主に知らせ、売主が承諾した特別な目的に適合すること。

(c) 契約の一部をなす契約締結前の説明で示された数量及び適性を備えていること。

2. 物品は、契約に適合するというために、前項に加え、第5条、第6条及び第7条の要件も満たさなければならない。

3. 消費者の不利に第5条及び第6条の適用を排除し、制限し又は変更する合意は、消費者が契約締結時に物品の特別の状態を知り、かつ消費者が契約締結時に明示的にこの特別の状態を受け入れた場合に限り、効力を有するものとする。

第5条

物品の適合性に関する要件

物品は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

(a) 同種の物品が通常用いられる用途に適合すること。

(b) 消費者が受領を期待できる付属品（梱包、取付説明書その他の説明書を含む）とともに引き渡されること。

(c) 同種の物品において通常であり、かつ、消費者が物品の性質に鑑みて及び契約締結前に売主又はその代理人若しくは製造者を含む取引連鎖における先行する者が行った公の言明を考慮して期待することができる品質及び適性を有していること。ただし、売主が次のいずれかの事由を証明したときは、この限りでない。

(i) 売主が当該言明を知らず、かつ合理的に見て知ることができなかったこと。

(ii) 契約締結時には当該言明が修正されたこと。

(iii) 物品購入の決定が当該言明により影響を受け得なかったこと。

第 6 条

不適切な取付け

物品が不適切に取り付けられた場合、不適切な取付けから生じる不適合は、次のいずれかに該当するときは、物品の契約不適合とみなされる。

- (a) 物品が売主により又は売主の責任の下で取り付けられたとき。
- (b) 消費者による取付けが予定された物品を消費者が取り付け、かつその不正確な取付けが取付説明書の誤りによるものであったとき。

第 7 条

第三者の権利

物品は、第 8 条が定める契約適合性を判断する時点において、契約に従った使用ができるように、第三者の権利（知的財産権に基づく権利を含む）が付いていないものでなければならない。

第 8 条

契約適合性の判断基準時

1. 売主は、次に掲げる時点において存する契約不適合につき責任を負うものとする。
 - (a) 消費者又は消費者が指定する運送人以外の第三者が物品の物理的占有を取得した時
 - (b) 売主が運送人を提案しなかった場合又は売主が運送方法を提案しない場合には、消費者が選択する運送人に物品が交付された時
2. 物品が売主により又は売主の責任の下で取り付けられる場合には、その取付けが完了する時を消費者が物品の物理的占有を取得した時とみなす。消費者による物品の取付けが予定されている場合には、消費者が取付けにかかる合理的期間を経過した時を消費者が物品の物理的占有を取得した時

点とみなすが、前項で示した時から 30 日を超えることはない。

3. 第 1 項及び前項で示した時点から 2 年以内に明らかになる契約不適合は、第 1 項及び前項で示した時点で存在していたことが推定される。ただし、この契約不適合が物品の性質又は不適合の性質と合致しないときは、この限りでない。

第 9 条

契約不適合に対する消費者の救済手段

1. 消費者は、契約不適合があるときは、第 11 条の定めるところに従い、修補又は取替えにより、無償で、売主に対し、物品を適的な状態にさせる権利を有する。

2. 修補又は取替えは、物品の性質及び消費者が物品を求めた目的を考慮に入れて、合理的期間内にかつ消費者に重大な不利益を課することなく行うものとする。

3. 消費者は、次の各号に該当する場合には、第 12 条の定めるところに従い比例的に代金を減額する権利を有し、又は第 13 条の定めるところに従い契約を解除する権利を有する。

(a) 修補又は取替えが不可能又は違法な場合

(b) 売主が合理的な期間内に修補又は取替えを行わなかった場合

(c) 修補又は取替えが消費者に重大な不利益を生じさせる場合

(d) 売主が合理的期間内に契約に適合した物品を提供しないことを明らかにし又は当該事情からそれが明らかの場合

4. 消費者は、売主が契約に適合した物品を提供するまで、未払代金を留保する権利を有する。

5. 消費者は、みづから契約不適合又はその結果に寄与した限りにおいて、救済の権利を与えられないものとする。

第 10 条

物品の取替え

1. 売主は、取替えにより契約不適合を除去するときは、自己の費用で取り替えられた物品を取り戻すものとする。ただし、消費者が当該契約不適合を売主に知らせた後に当事者が異なる合意を行ったときは、この限りでない。
2. 契約不適合が明らかになる前に消費者が物品の性質及び目的に適合する方法で当該物品を取り付けた場合、取り替えられた物品を引き取る義務は、不適合物品の取外し及び代替物の取付け、又はそれに要する費用の負担を含むものとする。
3. 消費者は、取替え前に取り替えられた物品を使用したことに対する支払義務を負うものではない。

第 11 条

修補と取替えとの間の消費者の選択

消費者は、修補と取替えを選択することができる。ただし、その選択肢が不可能、違法又は他の選択肢と比べて売主に過大な費用を課するときは、この限りでない。次の事情を考慮するものとする。

- (a) 契約不適合がなかったならば物品が有していたであろう価値
- (b) 契約不適合の重大性
- (c) 消費者に重大な不利益を課することなく他の救済を行うことができるかどうか

第 12 条

代金減額

代金の減額は、消費者が受領した物品の下落した価値と物品が契約適合的

であったならば有していたであろう価値とを比較し、それに比例するものとする。

第13条

消費者の契約解除権

1. 消費者は、売主に対し任意の方法で通知することにより契約解除権を行使するものとする。
2. 消費者は、契約不適合が契約上引き渡された物品の一部のみに認められ、第9条に基づく契約解除原因があるときは、当該物品及び消費者が不適合物品に付属する従物として取得したその他の物品についてのみ契約を解除することができる。
3. 消費者が契約全部を解除する場合又は前項に従い契約上引き渡された物品に関連する部分を解除するときは、
 - (a) 売主は、消費者に対し、遅滞なく、遅くとも通知を受け取ってから14日以内に支払われた代金を返還し、返還費用を負担するものとする。
 - (b) 消費者は、売主の費用で、遅滞なく、遅くとも解除の通知を送付してから14日以内に物品を売主に対して返還するものとする。
 - (c) 消費者は、物品が毀損又は滅失により返還できない場合において、毀損又は滅失がなければ返還の時点で消費者が当該不適合物品を保持していたであろうときは、返還の時点で当該不適合物品が有していたであろう金銭的価値を売主に支払うものとする。ただし、毀損又は滅失が物品の契約不適合により生じたときは、この限りでない。
 - (d) 消費者は、価値の減少が通常の使用による価値の下落を上回る限りにおいて、物品の価値の減少に対して支払えばよいものとする。物品の価値減少に対する支払は、物品の代金を超えないものとする。

第 14 条

期間制限

消費者は、不適合が適合性の判断基準時から 2 年以内に明らかになったときは、物品の契約不適合に対する救済手段を行使する権利を有するものとする。国内法のもとで、第 9 条で定められた権利が期間制限に服する場合、その期間は契約適合性の判断基準時から 2 年を下回るものであってはならないものとする。

第 15 条

商業保証

1. 商業保証は、次に掲げるいずれかの条件の下で保証者を拘束するものとする。

(a) 契約の一部を構成する契約締結前の言明を含む、売主が提供する契約締結前の情報

(b) 契約締結時又は契約締結前に入手できる広告

(c) 保証書

商業保証は、売主の提供する契約締結前の情報又は広告で定められた条件よりも保証書の内容が消費者にとって有利でないときは、商業保証に関連する契約締結前の情報又は広告が定める条件で拘束力を有するものとする。

2. 保証書は、耐久性のある媒体で入手できるものとし、簡明で分かりやすい言葉で起案されるものとする。保証書は次に掲げる内容を含むものとする。

(a) この指令が定める消費者の法的権利に関する明確な言明及び当該権利が商業保証により影響を受けないことの明確な内容

(b) 消費者の法的権利を上回る商業保証の条件、耐久性に関する情報、移転、場所的適用範囲、及び商業保証から生じる利益を得るために消費者

に課される料金、保証者の氏名及び住所、保証者が異なる場合には請求権行使の相手方、及び請求権行使の手續

3. この条を適用する上で、「耐久性のある媒体」とは、当事者が個人的に取り扱われる情報に合理的な期間アクセスできるようにその情報を保存することができ、かつ、当該保存された情報を変更なく再現することができる媒体をいう。

4. 第2項の規定に反する内容は、保証者に対する商業保証の拘束的性質に影響を及ぼさないものとする。

5. 加盟各国は、この条で規律されていない商業保証に関するその他の側面に関する準則を定めることができる。

第16条

求償権

売主は、取引連鎖にある前主の作為又は不作為から生じた契約不適合により消費者に対する責任を負うときは、取引連鎖の中で責任を負う者に対する救済手段を求める権利を有するものとする。売主が救済手段及び関連する訴訟を追及する者並びに行使の要件は、国内法で定めるものとする。

第17条

実効性確保

1. 加盟各国は、この指令を遵守するために適切かつ実効的な措置を確保するものとする。

2. 前項の措置は、この指令を国内法化する国内規定が適用されることを確保するために、国内法が定める次の各号に掲げる一人又は複数の主体が、裁判所又は権限を有する行政庁に対して、国内法に基づき訴えを提起することができるものとする。

(a) 公的機関又はその代表者

- (b) 消費者保護において正当な利益を有する消費者団体
- (c) 訴訟につき正当な利益を有する専門家団体

第 18 条
強行法規

物品の契約不適合につき消費者が売主に知らせる前に、この指令を国内法化する国内措置の適用を消費者の不利に排除し、制限し又はその効果を変更する契約上の合意は、消費者を拘束しないものとする。ただし、契約当事者が第 4 条 3 項に基づき第 5 条及び第 6 条の要件を排除し、制限し又はその効果を変更するときは、この限りでない。

第 19 条
規則 (EC) 2006/2004 号及び指令 2009/22/EC の改正

1. 規則 (EC) 2006/2004 号の付則において、第 11 は、次の通り置き換えられる。

「²²規則 (EC) 2006/2004 及び指令 2009/22/EC の改正、並びに、指令 1999/44/EC の廃止を行う、物品の売買契約に関する一定の側面に関する 201X 年 XX 月 XX 日の欧州議会及び理事会の指令 (EU) N/XXX (OJ...)」

2. 指令 2009/22/EC の付則 I において、第 7 は、次の通り置き換えられる。

「7. 規則 (EC) 2006/2004 及び指令 2009/22/EC の改正、並びに、指令 1999/44/EC の廃止を行う、物品の売買契約に関する一定の側面に関する 201X 年 XX 月 XX 日の欧州議会及び理事会の指令 (EU) N/XXX (OJ...)」

第 20 条 経過措置

1. この指令は、[この指令の発効後 2 年を経過する] 前に締結された契約には適用しない。
2. 加盟各国は、この指令への適合を要する法律、規則及び行政規定が、[発効後 2 年の日] から、その日以降に締結されるすべての契約に適用されることを確保するものとする。

第 21 条 欧州議会及び理事会の指令 1999/44/EC の廃止

消費用動産及び関連する保証の一定の側面に関する欧州議会及び理事会の指令 1999/44/EC は、[発効後 2 年の日] から廃止される。廃止される指令への言及はこの指令の言及とみなされ、付表 1 の相関表に従って読まれるものとする。

第 22 条 国内法化

1. 加盟各国は、遅くとも[公布後 2 年の日]に、この指令への適合を要する法律、規則及び行政規定を施行するものとする。
2. 加盟各国は、前項の規定を採択するときは、この指令を参照するか、又は官報での掲載に際して指令の参照を付するものとする。加盟各国は、参照が行われる方法を決定するものとする。
3. 加盟各国は、この指令の適用範囲において採用する国内法の規定の文面を委員会に伝達するものとする。

第 23 条
施行

この指令は、欧州連合官報で公表されてから 20 日を経過した時に施行されるものとする。ただし、第 19 条は、[この指令の発効後 2 年を経過した時]から適用する。

第 24 条
名宛人

この指令は、加盟各国を名宛人とする。

[付表]

消費用品動産売買指令（1999/44/EC）の4つの主要規定に関する加盟各国の法状況⁽⁴²⁾

加盟国	消費用品動産売買指令（CSGD）の主要規定			
	法定保証期間 （年）	消費者の 通知義務	証明責任の 転換の期間	救済手段の ヒエラルヒー
オーストリア	2年	なし	6ヶ月	あり
ベルギー	2年	あり	6ヶ月	あり
ブルガリア	2年	あり	6ヶ月	あり
クロアチア	2年	あり	6ヶ月	自由選択
キプロス	2年	あり	6ヶ月	あり
チェコ共和国	2年	あり	6ヶ月	あり
デンマーク	2年	あり	6ヶ月	あり
エストニア	2年	あり	6ヶ月	あり
フィンランド	一定の期間制限なし	あり	6ヶ月	あり
フランス	2年	なし	2年	あり
ドイツ	2年	なし	6ヶ月	あり
ギリシャ	2年	なし	6ヶ月	自由選択
ハンガリー	2年	あり	6ヶ月	あり
アイルランド	6年	なし	6ヶ月	あり+短期の拒絶権
イタリア	2年	あり	6ヶ月	あり
ラトビア	2年	あり	6ヶ月	あり
リトアニア	2年	あり	6ヶ月	自由選択
ルクセンブルク	2年	あり	6ヶ月	あり
マルタ	2年	あり	6ヶ月	あり
ポーランド	2年	なし	1年	あり
ポルトガル	2年	あり	2年	自由選択
ルーマニア	2年	あり	6ヶ月	あり
スロバキア	2年	あり	6ヶ月	あり
スロベニア	2年	あり	6ヶ月	自由選択
スペイン	2年	あり	6ヶ月	あり
スウェーデン	3年	あり	6ヶ月	あり
オランダ	一定の期間制限なし	あり	6ヶ月	あり
イギリス	6年（スコットランドでは5年）	なし	6ヶ月	あり+拒絶権

注) は、消費用品動産売買指令（1999/44/EC）の下限水準を超える消費者保護ルールを採用するEU加盟国を示している。

(42) See, SWD (2017) 354 final, pp. 7-8.